

中央労働災害防止協会

総務部長 辻田 博

【照会先】

総務部上席専門役 間宮直樹

(電話)03-3452-6542 (FAX)03-3452-9225

E-mail [koho@jisha.or.jp](mailto:koho@jisha.or.jp)

## 「安全衛生教育促進運動」を全国展開 資格取得の促進で安全作業を 雇い入れ時教育、職長教育、危険有害業務の特別教育に力点

中央労働災害防止協会（中災防）は、本年度から新たに「安全衛生教育促進運動」を主唱し、各事業場の特に労働安全衛生法に基づく、法定教育等の実施や就業制限に関する資格の取得に重点を置いた安全衛生教育の強化促進運動を、厚生労働省や都道府県労働局の指導援助を受けながら全国に展開することとした。

同運動の実施期間は、平成26年1月1日から4月30日までとする。（別添「安全衛生教育促進運動実施要領」参照）

安全衛生教育は、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識等を付与するために実施されるもので、特に労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育、作業内容変更時教育、職長等教育、危険有害業務に係る特別教育等の「法定教育」や就業制限業務に係る資格取得は、確実な実施が求められる。

また、年度末から年度初めには、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など、法定教育等の対象者が多くなることから、これに向けて年明けから就業内容に対応した教育計画に基づき必要な準備を整えることが重要である。

中災防では、事業者団体、中小企業団体、経営者団体等を通じて傘下の会員企業に対し、同運動の趣旨を広く広報するとともに、主に安全衛生教育を実施する安全衛生関係団体に対しては、趣旨を踏まえた安全衛生教育の実施についての協力を要請することとしている。（別添「安全衛生教育促進リーフレット」参照）

「安全衛生教育促進運動」についての問合せや申込みの詳細は、中災防ホームページ（<http://www.jisha.or.jp>）でご確認いただくか、教育推進部（TEL：03-3452-6257）までお問い合わせください。

  
（注）**中災防**

中災防は、昭和39年に労働災害防止団体法に基づき設立された団体で、事業主の自主的な労働災害防止活動を支援するため、企業の人材の育成、安全衛生の専門技術の提供および最新安全衛生情報の提供などの安全衛生に関する総合的な事業を行っています。

会 長：米倉弘昌（日本経済団体連合会会長） 理事長：関澤秀哲

安全と健康への想いを 未来に



## 平成 25 年度 安全衛生教育促進運動実施要領

### 1 趣旨

我が国の労働災害による死傷者数は、平成 22 年から 3 年連続して増加しており、平成 25 年上半期の死傷者数は減少の兆しはあるものの、業種によっては前年と比較して増加しており、予断を許さない状況である。

一方、健康面では、依然として、労働者のメンタルヘルス不調や過重労働による健康障害が深刻な状況であるとともに、腰痛や有機溶剤等の化学物質による健康障害が発生するなど、課題も多い。

このような状況の中、職場の安全や労働者の健康を確保していくためには、安全衛生管理体制の充実や、リスクアセスメントや安全衛生教育等の安全衛生活動の強化が求められている。

中でも安全衛生教育（以下「教育」という。）は、労働者の就業に当たって必要な安全衛生に関する知識等を付与するために実施されるもので、特に労働安全衛生法に基づく雇入れ時教育、作業内容変更時教育、職長等教育、危険有害業務に係る特別教育等（以下「法定教育」という。）や就業制限業務に係る資格取得は、確実な実施が必要である。

また、年度末から年度初めには、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など、法定教育等の対象となる者が多くなることから、これに向けて年明けから、各事業場において、法定教育等の重要性を改めて認識し、必要な準備を行い、必要な教育を確実に実施していくことが、極めて重要である。

こうした状況を踏まえ、特に法定教育等の実施を促進するため、本年度から新たに「安全衛生教育促進運動」を提唱することとし、国の「安全衛生教育推進要綱」（平成 3 年 1 月 21 日付け基発第 39 号）や第 12 次労働災害防止計画の趣旨に鑑み、厚生労働省や都道府県労働局の指導・援助を受けながら、本年度は、

「正しい知識で 安全作業を！」  
を標語として展開することとする。

### 2 実施期間

平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までとする。

### 3 運動標語

「正しい知識で 安全作業を！」

### 4 主唱者

中央労働災害防止協会

## 5 実施者

各事業場

## 6 主唱者の実施事項

主唱者は、次の事項を実施する。

- (1) 機関誌、インターネット等を通じたの広報
- (2) リーフレット等の制作及び配布
- (3) 安全衛生関係団体等に対する協力依頼
- (4) 事業者団体、中小企業団体、経営者団体等を通じた、本運動の事業場への周知
- (5) 教育に関する事業場に対する支援・協力

## 7 実施者の実施事項

各事業場は、特に次の事項を実施する。

- (1) 年間の教育実施計画の作成、これに基づく教育の計画的な実施
- (2) 教育の実施結果の記録・保存
- (3) 実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存など教育に関する業務の実施責任者の選任
- (4) 法定教育等の徹底
  - ア 新入社員（パート・アルバイトを含む。）に対する雇入れ時教育
  - イ 配置転換により作業内容に変更があった者に対する作業内容変更時教育
  - ウ 職長等に新たに就任する者に対する職長等教育
  - エ 特別教育を必要とする危険有害業務に新たに従事する者に対する特別教育
  - オ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での免許所有者や技能講習修了者などの資格者の充足
  - カ 危険有害業務従事者に対する教育、安全衛生業務従事者に対する能力向上教育等
- (5) 教育の講師、教材等の問題から自ら教育を実施することが困難な場合の、安全衛生関係団体等の活用による教育実施の促進